

# 均等支払料金契約

## 目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適 用 範 囲	1
4	契約の申込み	2
5	契約の成立および契約期間	2
6	料 金	3
7	均等料金の適用期間	4
8	検 針 日	5
9	使用電力量の計量	5
10	均等料金の支払義務および支払期限	5
11	均等料金の支払方法	5
12	解 約 等	6
13	そ の 他	6
	附 則	7

# 本 則

## 1 目 的

この選択約款は、毎月の検針を年1回とすることによって、検針費用を低減するとともに、各月の料金を均等にするにより、電気料金支払方法の多様化を図ることを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適用範囲

供給約款の従量電灯Bまたは従量電灯Cもしくは選択約款の高負荷率電灯と選択約款の深夜電力B、深夜電力C、深夜電力D、ホワイトプラン電力I、ホワイトプラン電力II、ホワイトプラン電力IIIまたはホワイトプラン電力IVのいずれかの需給契約を1需要場所においてあわせて契約しているお客さま、または、選択約款の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯I（エルフVプラン、エルフVあったかプランまたはエルフSプランの適用を受けているお客さまを除きます。）、季節別時間帯別電灯II（エルフVプラン、エルフVあったかプランまたはエルフSプランの適用を受けているお客さまを除きます。）のお客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

なお、従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯I（エルフVプラン、エルフVあったかプランまたはエルフSプランの適用を受けているお客さまを除きます。）、季節別時間帯別電灯II（エルフVプラン、

エルフVあったかプランまたはエルフSプランの適用を受けているお客さまを除きます。) または高負荷率電灯と1需要場所において、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力B、深夜電力C、深夜電力D、ホワイトプラン電力Ⅰ、ホワイトプラン電力Ⅱ、ホワイトプラン電力Ⅲもしくはホワイトプラン電力Ⅳとをあわせて契約している場合には、そのすべての需給契約に適用いたします。

ただし、適用となるすべての需給契約において、申込みされた月(以下「申込月」といいます。)の前12月の料金実績のないお客さまは適用いたしません。

また、この選択約款を解約された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの選択約款を適用いたしません。

#### 4 契約の申込み

お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合は、あらかじめこの選択約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

なお、ホワイトプラン電力Ⅰ、ホワイトプラン電力Ⅱ、ホワイトプラン電力Ⅲまたはホワイトプラン電力Ⅳを契約のお客さまについては、契約使用期間以外の日に申込みをしていただきます。

#### 5 契約の成立および契約期間

(1) 均等支払料金契約(以下「均等契約」といいます。)は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、契約が成立した日から、7(均等料金の適用期間)に定める均等料金の適用期間(以下「適用期間」といいます。)の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって均等契約の解消について申出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 6 料 金

各月の料金は、早収期間内に支払われる場合には、従量電灯 B，従量電灯 C，低圧電力，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯 I，季節別時間帯別電灯 II，高負荷率電灯，低圧電力 II，低圧季節別時間帯別電力，深夜電力 B，深夜電力 C，深夜電力 D，ホワイトプラン電力 I，ホワイトプラン電力 II，ホワイトプラン電力 III または ホワイトプラン電力 IV によって算定された申込月の前 12 月の料金を均等にした金額（以下「均等料金」といいます。）とし、早収期間経過後に支払われる場合には、遅収料金といたします。

### (1) 均等料金

均等料金は、各需給契約ごとに設定いたします。

なお、均等料金は、申込月の前 12 月の料金の合計額を適用期間の月数で除してえた金額の円未満を切り捨てし、1,000 円未満の端数は切り上げのうえ、1,000 円単位といたします。

ただし、申込月の前 12 月の間に契約容量等の変更があった場合の均等料金は、その変更内容および前 12 月の料金実績にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

### (2) 均等料金の精算

適用期間の末月（以下「適用期間終了月」といいます。）に各需給契約ごとに適用期間終了月の均等料金で次により精算いたします。

#### イ 使用電力量の精算

適用期間終了月の前 11 月の使用電力量は、8（検針日）(1) の検針によって確定した適用期間の使用電力量を適用期間の月数で除してえた値とし、適用期間終了月の使用電力量は、適用期間の使用電力量から前 11 月の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

なお、使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ただし、1 月でもまったく電気を使用しない月が発生する場合は、原則として 10（均等料金の支払義務および支払期限）(1) の支払義務の発生した順に 1 キロワット時を順次充当していくものといたします。

## ロ 均等料金の精算方法

(イ) イによって算定した各月の使用電力量により、各需給契約ごとに算定された各月の料金と均等料金との差額を精算いたします。

なお、この場合、低圧電力、季節別時間帯別電灯Ⅰ、高負荷率電灯または低圧電力Ⅱにおける夏季は、6月の検針日から9月の検針日の前日までの期間とし、低圧季節別時間帯別電力におけるピーク時間は、6月の検針日から9月の検針日の前日までの期間の毎日午後1時から午後4時までの時間といたします。

また、季節別時間帯別電灯Ⅱにおける昼間時間の使用電力量については、7月1日から9月30日までの期間に使用された電力量を3で除してえた値を7月から9月の各1月の使用電力量として夏季料金を適用し、10月1日から翌年の6月30日までの期間に使用された電力量を9で除してえた値を10月から翌年の6月の各1月の使用電力量としてその他季料金を適用いたします。

(ロ) 従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯については、次の均等支払割引額を差し引きいたします。

均等支払割引額	525 円 00 銭
---------	------------

### (3) 遅収料金

遅収料金は、均等料金にその3パーセントを加えたものといたします。

### (4) 早収期間

早収期間は、10（均等料金の支払義務および支払期限）(1)の支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間といたします。

## 7 均等料金の適用期間

均等料金は、この契約が成立した日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日から12月目の月の検針日の前日までといたします。

## 8 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は適用期間終了月のそのお客さまの属する検針区域の検針日に行ないます。
- (2) 検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日（以下「みなし検針日」といいます。）に検針を行なったものといたします。

## 9 使用電力量の計量

計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、均等料金の適用期間の使用電力量は、原則として次のいずれかにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (1) 前年度実績による場合
- (2) 取替後の計量値による場合

なお、均等料金の適用期間中に取替後の計量器を3月以上使用した場合に限ります。

- (3) 過去3年間の実績による場合

## 10 均等料金の支払義務および支払期限

- (1) 均等料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 適用期間終了月については、検針日といたします。

ロ 適用期間終了月の前11月については、みなし検針日といたします。

- (2) 均等料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内に支払っていただきます。

## 11 均等料金の支払方法

均等料金は、お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法により支払っていただきます。

なお、均等料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社

に対する支払いがなされたものといたします。

## 12 解約等

契約期間満了前に、原則としてこの均等契約を解約することはできません。

ただし、次に該当する場合には、この均等契約を解約し、その旨をお客さまにお知らせいたします。

この場合には、原則として解約日直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日に6（料金）(2)に準じて精算いたします。

なお、6（料金）(2)イの適用期間は、解約日を含むその直後の検針日の前日までの期間とし、6（料金）(2)ロ(㊦)の均等支払割引額は適用いたしません。

また、解約日を含む月の料金は、10（均等料金の支払義務および支払期限）に準じて支払っていただきます。

- (1) この均等契約を適用しているいずれかの需給契約の6（料金）(1)の均等料金が早収期限日までに支払われない場合
- (2) この均等契約を適用しているいずれかの需給契約が廃止または変更となった場合
- (3) この均等契約を適用しているいずれかの需給契約に名義の変更があった場合
- (4) その他特別の事情があり、当社が必要と認めた場合

## 13 その他

その他の事項については、供給約款の従量電灯B、従量電灯Cもしくは低圧電力または選択約款の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱ、高負荷率電灯、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力B、深夜電力C、深夜電力D、ホワイトプラン電力Ⅰ、ホワイトプラン電力Ⅱ、ホワイトプラン電力Ⅲもしくはホワイトプラン電力Ⅳにかかわる規定を準用するものといたします。

## 附 則

### この選択約款の実施期日

この選択約款は、平成23年7月1日から実施いたします。